

1 基本的な考え方

いじめを「どの子にも、どの学級にも起こりうる」「だれもが被害者にも加害者にもなりうる」と考えることを基本とし、日常生活の中で把握した兆候には、迅速且つ丁寧に対応しなければならない。軽い気持ちで言った言葉や行為がもとで相手を傷つけてしまったり、人間関係の構築の中で誤解が生じたりすることから、気付かないうちにいじめに発展してしまうことが多い。この程度ならたいしたことはないと考えず、児童の変化を見逃さないように全職員が常にアンテナを高くしておく。市のいじめ防止対策推進基本方針をうけ、職員全体で情報を共有し、いじめの未然防止・早期発見・対応にあたる。

2 未然防止のための取組**(1) 児童・生徒への取組**

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師が分かりやすい授業、全ての児童が参加・活躍できる授業を心がける。児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自尊感情や自己肯定感を高めることができるように努める。道徳教育・人権教育の充実を図り、命の大切さやいじめに関する授業を実施する。

(2) 保護者・地域への取組

保護者や地域の方を対象とした、セーフティ教室や道徳授業地区公開講座等を活用した啓発活動に努める。

(3) 関係機関との取組

定期的に、いじめ防止等に関する関係機関、団体（のどか等）や学校外における、児童の居場所となる図書館・児童館・学童クラブ等と情報交換できる体制をつくり、協力関係をつくる。

3 早期発見のための取組

全ての教員が児童の様子を見守り出欠確認時の観察や休み時間の様子を見取り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の些細な変化を見逃さないようにする。また、「おかしい」「気になる」児童については情報を共有し、大勢の目で当該児童を見守りながら、早期認知・早期対応を心がける。

月に3日以上欠席の児童を把握し、こまめに保護者との連絡を取り合うようにする。6月、11月、2月のふれあい（いじめ防止強化）月間には、いじめ等の実態調査を行い、気になる事案については担任のみで対応するのではなく、いじめ対策委員会で組織的に対応していく。また、実態調査は3年間保存し、気になる事案が発生した際に遡って対応を行えるようにする。

4 早期対応のための取組

(1) 初期対応の取組

様子に変化が見られる児童に対しては、教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、問題の早期解決を図る。

いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、いじめ対策委員会を中心に対応を協議し、的確な役割分担をして問題の解決にあたる。

(2) 被害児童・生徒への支援

情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、徹底的に守るという姿勢を児童と保護者に伝えていくようにする。

複数の教員が見守る体制を構築し、保護者との連絡は密に行う。必要に応じて、児童と保護者の心のケアを行う。

(3) 加害児童・生徒への指導

「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。カウンセラー、教育相談、関係諸機関と連携をとり、組織で対応していく。

5 重大事態への対処

「西東京市いじめ防止対策推進基本方針」に従い、以下のような対応に努める。

- ・いじめられた児童の、安全を確保する。
- ・いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・学校内で発生の事実を留めることなく、速やかに教育委員会に報告し、連携した対処を開始する。
- ・学校に派遣された関係機関や臨床心理士等と連携した対処を行う。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、田無警察署と連携した対処を行う。
- ・重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施または市条例第11条に規定する「西東京市教育委員会いじめ問題対策委員会」が行う調査について協力する。
- ・重大事案の調査結果についての、市条例第12条に規定する「西東京市いじめ問題調査委員会」が行う調査（再調査）について協力する。

6 組織的な対応の在り方

(1) 組織的な指導體制

いじめ対策委員会の開催（月1回）

委員：校長・副校長・生活指導主任・特別支援教育コーディネーター・養護教諭・当該学級担任
スクールカウンセラー

- ・いじめ防止基本方針を再度読み込み、確認をする。
- ・いじめ防止対策徹底のためのチェックリストの実施。
- ・気になる児童の情報交換。

(2) 相談体制

緊急な問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに、管理職に報告。状況に応じていじめ対策委員会を開催し、迅速な対応を行う。

7 研修体制

年度初めに、生活指導上気になる児童の情報交換を行い、共通理解を図る。月1回の校内委員会で児童の変容や対応の仕方について検討し、夏季休業中に事例研究、年度末に報告・振り返りを行う。

いじめ未然防止に関する研修を行い、ふれあい月間と併せてチェックリストによる見直しをする。

全ての児童が分かりやすく、基礎基本の定着を大切にした授業や、「命の大切さ」に関する学習、DVD「STOP!いじめ」の活用方法、などについて研究授業や研修を行う。